

審議案件に関する概要

平成31年3月22日第3部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第5条第1項（新設）
届出日	平成30年10月9日
担当部署	胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
亀田実業株式会社 代表取締役 佐藤 均	札幌市北区北6条西1丁目4番地2

2. 届出事項

(1) 店舗名及び所在地	ガリバー登別室蘭店 登別市若草町2丁目31-1	
(2) 小売業者名、代表者名及び住所	株式会社IDOM 代表取締役 羽鳥 裕介 東京都千代田区丸の内2丁目7番3号	
(3) 新設日	平成31年6月10日	
(4) 店舗面積の合計	3,731㎡	
(5) 施設の配置	駐車場の収容台数	11台
	駐輪場の収容台数	0台
	荷さばき施設の面積	66㎡
	廃棄物保管施設の容量	23㎡
(6) 施設の 運営方法	開店時間・閉店時間	午前9時00分～午後9時00分
	駐車場の利用時間帯	午前8時30分～午後9時30分
	駐車場の出入口数	1箇所（出入口1箇所）
	荷さばき時間帯	午前6時00分～午後10時00分

3. 審査事項

(1) 駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備	・指針必要駐車台数 156台 ≤ 11台
	従業員駐車場等の整備	・駐車場内及び隔地に確保（25台）
	駐輪場（自動二輪車を含む）の整備	・同規模の他店舗の運営実績から自転車及び自動二輪車での来客実績が無いため駐輪場は設けませんが、万一来客があった場合は敷地内の空きスペースに案内する。
	来客車両等の入出庫方法	・屋外に平面自走式駐車場。ゲートなし。
	搬入車両等の誘導	・運転助手や店舗社員による誘導により歩行者等の通行の安全に配慮する。
	歩行者の安全対策	・店舗社員や取引先業者及び搬出入業者とともに、店舗周辺や駐車場内における低速走行や歩行者及び来客に対する安全確認の徹底に取り組む。 ・荷捌き施設の運用に際しては、運転助手や店舗社員による誘導により歩行者等の通行の安全に配慮する。
	交通整理員の配置	・繁忙期には店舗社員等により駐車場出入口周辺の誘導を実施して、交通安全及び違法駐車防止を図るほか、適切な駐車場誘導を行う。
除排雪による堆積方法	・原則として10cm以上の積雪が生じた場合に除雪を行う。 ・従業員駐車場、冬季堆雪場所や展示スペースに一時堆雪するが、適時排雪を行い必要駐車台数の確保に努める。	

(2)騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果		予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
			1	55 dB	35 dB	○	
			2	55 dB	42 dB	○	
			3	55 dB	46 dB	○	
			4	55 dB	45 dB	○	
	夜間の等価騒音レベルの予測結果		予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
			1	音源なし			
			2				
			3				
			4				
	夜間の音源毎騒音レベル最大値の予測結果	予測地点	音源の種類	環境基準値	予測結果	評価	
		音源なし					
	騒音問題の一般的対策		・店舗社員や取引先に対して自動車の低速度走行などの環境への配慮の指導を行う。				
	荷さばき作業等の対策		・搬出入車両等の不要なアイドリングを防止することにより、騒音と排気ガスの削減に取り組む。				
付帯設備・施設等の対策		・空調室外機の多くは屋上に設置して周辺への騒音の低減を図る。					
青少年等の ^{いしゅう} 蝟集等の対策 その他の対応方策		・営業時間終了後は、防犯カメラや警備会社との協力により、犯罪の抑止を図る。 ・冬季における駐車場等の除雪作業は基本的に深夜早朝に行わないよう配慮する。 ・万一、騒音問題が発生した際には迅速に適切な対応を図る。					
(3)廃棄物等への配慮	指針容量の整備		・指針容量 $16 \text{ m}^3 \leq$ 設置容量 23 m^3				
	保管場所の位置、構造等		・廃棄物保管施設は屋内に設け、飛散防止や美観・衛生面に配慮する。				
	運搬・処理対策		・廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。				
	減量化、リサイクル等		・廃棄物の分別処理の徹底に努め、リサイクル率の向上に努める。				
	調理臭、悪臭の飛散防止 その他の対応方策		・生ゴミ等や調理臭の発生はない。 ・店舗運営責任者（店長）との連携を図り、生活環境問題を発生させる恐れがある場合は、適切な対応策を講じる。				
(4)街並みづくり等への配慮		・当地域において街並みづくりが行われる場合、取組を阻害することのないよう調和を図る。 ・広告塔や駐車場の照明は、ライトの向きや光量を調整して照明が敷地外に漏れないよう配慮する。					
(5)防災対策への配慮		・地方公共団体から災害時における避難場所として駐車場等敷地の一部の使用などの要請があった場合は、必要な協力を行う。					
(6)防犯対策への配慮		・夜間は、防犯カメラや機械警備の作動及び施錠の徹底をして、防犯を図る。					
(7)関係行政機関との協議状況							
公安委員会（警察）		【北海道札幌方面室蘭警察署交通第一課規制係】 ・届出書案を提出して計画概要を説明。特に指摘事項はなかった。 【北海道警察本部交通部交通規制課】 ・届出書案を提出して計画概要を説明。「出入口に出庫時の一時停止線を引いて欲しい。」 →出入口に一時停止線を引く。					
地元市町村		【登別市観光経済部商工労政グループ】 ・届出書案を提出して計画概要を説明。 ・「関係課に商工労政グループで説明する。」とのことだった。					
道路管理者		・出入口は既存の出入口を使用するので、出入口の新設や道路施設の変更はない。					
その他関係機関		—					

4. 市町村、住民等の意見

(1)市町村の意見	意見なし
-----------	------

(2)住民等の意見	意見なし
-----------	------

5. 道（胆振総合振興局連絡調整会議）の意見案

意見なし

※法第6条第2項、法附則第5条第1項の届出は、これを準用すること。